

焼津市文化振興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 焼津市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）の策定にあたり、専門家、文化関係団体等市民の参画を図るとともに、市民と協働した振興計画の策定を推進するため、焼津市文化振興計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長に対し意見を述べる。

- (1) 文化振興計画の原案策定に関すること。
- (2) その他文化振興計画の原案策定に必要な事項。

(組織)

第3条 策定委員会は、文化振興に係る専門家、関係団体をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から文化振興計画が策定されたときまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 策定委員会に会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 策定委員会は、その所掌事務に関し必要があると認めるときは、委員以外の関係者に出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第7条 会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、交流推進部文化・交流課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、文化振興計画が策定された日限り、その効力を失う。

(最初の会議の招集)

- 3 この要綱の施行後最初開催される策定委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が召集する。